第百二条の五第二項第三号中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　第一号ニ又は前号ニに該当する事業主　第一号ニ(2)又は前号ニ(2)の委託（第一号ニ(3)又は前号ニ(3)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に対して実施したものに限る。）に要する費用の三分の二（その額が、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、三十万円を超えるときは、三十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

第百二条の五第三項中「実施期間一月につき、六万円」を「委託に要する費用の三分の二（その額が、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、三十万円を超えるときは、三十万円）」に改め、同条第五項中「第二項第三号ハ」の下に「及びニ」を加え、同条第六項第三号ロ(2)中「八百円」を「九百円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、千円）」に、同号ロ(3)中「七百円」を「八百円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、九百円）」に改める。

第百三条中「高年齢者雇用安定助成金」の下に「及び六十五歳超雇用推進助成金」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第百四条第一項第一号イ(2)(v)中「この条」の下に「及び次条」を、「次号イ」を「次号イ(1)」の下に「及び次条第一号イ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条の二　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの条の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りでない。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主であること。

(1)　六十五歳への定年の引上げ

(2)　六十六歳以上までの定年の引上げ又は定年の定めの廃止

(3)　六十六歳以上七十歳未満の年齢までの継続雇用制度の導入

(4)　七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

ロ　イの措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の負担の状況及び当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ハ　イの措置を講じた日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定に違反していないこと。

ニ　支給申請を行つた日の前日において、当該事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて六十歳以上の被保険者が一人以上いること。

二　次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イからニまでに定める額

イ　前号イ(1)の措置を講じた事業主　百万円

ロ　前号イ(2)の措置を講じた事業主　百二十万円

ハ　前号イ(3)の措置を講じた事業主　六十万円

ニ　前号イ(4)の措置を講じた事業主　八十万円

第百十条第一項中「及び高年齢者雇用開発特別奨励金」を「、高年齢者雇用開発特別奨励金及び生活保護受給者等雇用開発助成金」に改め、同条第二項第一号イ中「この条、第百十二条、第百十八条の三及び附則第十七条の四の四において」を削り、同条に次の二項を加える。

9　生活保護受給者等雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（生活保護受給者等雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(1)　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第一項に規定する生活困窮者（都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所（(2)において「福祉事務所」という。）を設置する町村が、生活困窮者自立支援法第二条第二項第三号に規定する計画の作成を行つた者（当該計画について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）第一条の規定に基づき同計画に記載された達成時期が到来していない者に限る。）

(2)　都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村が、(1)に該当する者の就労の支援に関して都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づき、公共職業安定所に対し期間を定め職業紹介、職業指導等を行うことを要請している者（六十五歳未満の求職者であつて、職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。）

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ヘ　イの雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行つた事業主であること。

二　前号イの雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

10　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とする。

第百十二条第二項第二号イ中「戦略産業雇用創造プロジェクト」の下に「（以下この号において「戦略産業雇用創造プロジェクト」という。）又は第百四十条の三第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト（以下この号において「地域活性化雇用創造プロジェクト」という。）」を加え、同号ロ中「第百四十条の二第一項に規定する」を削り、「戦略産業雇用創造プロジェクト」の下に「又は地域活性化雇用創造プロジェクト」を加え、同号ハ中「短時間労働者を除く。次号イ(3)において同じ。」を「戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する事業主にあつては短時間労働者を除き、地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主にあつては期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下「有期契約労働者」という。）及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）を除く。」に改め、「雇い入れる事業主」の下に「（地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主にあつては、当該雇い入れる労働者について、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用し、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度を適用しているものに限る。）」を加え、同項第三号イ(3)中「労働者」の下に「（短時間労働者を除く。）」を加える。